

## キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について

輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号(17.12.14)

改正①輸出注意事項19第17号・輸入注意事項19第27号(19.5.1)

②輸出注意事項19第29号・輸入注意事項19第35号(19.9.28)

③輸出注意事項20第1号・輸入注意事項20第1号(20.1.23)

④輸出注意事項22第1号・輸入注意事項22第1号(22.1.15)

⑤輸出注意事項25第35号・輸入注意事項25第10号(25.11.29)

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・20貿局第3号・輸出注意事項14第53号)記6及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・18貿局第1号・輸入注意事項14第68号)記4で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。

なお、平成15年2月12日付け「(お知らせ)キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。

### 記

アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スワジランド、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ